

令和4年第5回・西海市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年5月25日（水）
午後2時00分から午後3時00分
2. 開催場所 大瀬戸コミュニティセンター 3階会議室
3. 委員定数 条例定数19人 現委員18人
4. 出席委員 (17人)
会 長 1番 岩崎 信一郎
会長代理 2番 松本 千代治
委 員 3番 山口 隆 4番 谷脇 文弘 5番 松崎 常俊
6番 津口 祐二 7番 岸本 六郎 8番 白石 幸憲
9番 福田 務 10番 葉山 諭 11番 (欠 員)
12番 浦口 大輔 13番 辻尾 政幸 14番 朝長 久夫
15番 宮崎 壽治 16番 水嶋 政明 17番 葉山 静子
19番 田中 初治

5. 欠席委員 (1人)
18番 知念 近海

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

- 第2 議案第24号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第25号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第26号 農用地利用集積計画の決定について
- 議案第27号 農地中間管理事業利用配分計画（案）に関する意見について
- 議案第28号 非農地通知の対象とすることの決定について

7. 事務局 事務局長：浦野 幸征 局長補佐：桑原 智徳 主事：松尾 唯

8. 会議の概要

事務局 只今から令和4年西海市農業委員会第5回総会を開会いたします。
出席委員は在任委員18名中17名で、定足数に達しておりますので総会は成立しております。

それでは、西海市農業委員会会議規則第6条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、議事の進行は会長にお願いいたします。

議 長 これより議事に入ります。まず日程第1の議事録署名委員の指名を行います。西海市農業委員会会議規則第20条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

《異議なしの声あり》

議 長 今回の議事録署名委員は、17番：葉山静子委員、19番：田中委員にお願いいたします。

議 長 それでは、審議に入りますが議事進行上、発言される際は挙手をし、議長の許可を受けてから氏名を告げて発言をお願いします。

まず、議案第24号「農地法第3条の規定による許可申請について」の1番を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第24号、農地法第3条の規定による許可申請について「1番」について説明いたします。資料は2頁となります。物件は西彼町八木原郷字南の畑1筆512㎡の申請となります。申請地の地番・面積・現況等の内容、譲り渡し人・譲り受け人に関する事項は議案書記載のとおりです。申請事由は議案書記載のとおりで、品種は未定ですがミカンの栽培を予定しており、権利種別は所有権移転「売買」となっています。許可があり次第、売買の手続きを行い農地の所有権移転登記を行うものです。

農地法第3条第2項の不許可事項の該当非該当の区分ですが、第2号、第3号、第5号、第6号につきましてはすべて非該当となっています。関係資料は1頁及び3頁から6頁までで、1頁に位置図、3頁に付近近況図、4頁に現況写真、5頁に字図を添付しています。黄色に塗られているところが申請地です。6頁は航空写真で、赤枠で囲まれた部分が申請地です。申請地は譲り受け人の自宅からすぐ近くへの位置にあり、徒歩で約1分のところに申請地がある状況です。農地法第3条第2項各号には該当しないことから許可要件のすべてを満たしていると考えます。事務局からの説明は以上です。

議 長 ただいま説明がありました1番につきまして、15番委員、補足説明をお願いします。

15番 15番委員です。5月22日に、地元推進委員とともに現地に行き、申請人からいろいろと経緯を聞いてきました。譲り渡し人は、5年ほど前まではミカン栽培をしておられましたが、高齢になり、また体調

を崩してしまったことから、親戚にあたる申請人に管理を依頼し、現在に至っています。現在はミカンの木は伐採し、下の草払いだけをしているという状況でした。今回、地主から買ってほしい旨の話があり、それを受けた格好です。申請地のすぐ下には、申請人自身の畑もあり、申請地を荒らすことで自身の畑に影響が無いようにということで、申請人が管理することにしたそうです。以上です。

議 長 　　ただ今、議案第 24 号の 1 番について説明がありました。
これより質疑に入ります。皆さんから何かご意見等ございませんか。
《なしの声あり》

議 長 　　無いようでしたら、本案について許可することに異議ございませんか。
《異議なしの声あり》

議 長 　　「異議なし」と認めます。
よって、議案第 24 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」の 1 番については、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 　　続きまして、議案第 24 号の 2 番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 　　「2 番」について説明いたします。資料は 7 頁となります。物件は大瀬戸町雪浦小松郷字タコウの畑 2 筆であります。このうち 2 番の畑については、令和 4 年 2 月の総会において農地法第 3 条の許可申請があった物件です。相手方と譲り渡し人の賃借権を申請前に一旦合意解約し、今回の贈与により許可を得た場合、その後、譲り受け人との賃貸借契約となる運びと伺っています。雪浦上郷字清水の畑 1 筆、雪浦上郷字下潟田の田 1 筆、雪浦上郷字小田の畑 3 筆 合計 7 筆 9,280 m²、内訳田 1 筆 2,672 m² 畑 6 筆 6,608 m²の申請となります。申請地の地番・面積・現況等の内容、譲り受け人・譲り渡し人に関する事項は議案書記載のとおりです。申請事由は議案書記載のとおりで権利種別は所有権移転「贈与」となっています。譲り受け人及び譲り渡し人は大瀬戸町雪浦下郷にお住まいの親子です。農地法第 3 条第 2 項の不許可事項の該当非該当の区分ですが、第 2 号、第 3 号、第 5 号、第 6 号につきましてはすべて非該当となっています。関係資料は 1 頁及び 8 頁から 23 頁までで、1 頁に位置図、8 頁・9 頁に付近近況図、10 頁から 16 頁に現況写真、17 頁から 20 頁に字図を添付しています。黄色に塗られているところが申請地です。21 頁から 23 頁は航空写真で、赤枠で囲まれた部分が申請地です。申請地は、譲り受け人の自宅から

遠いところで約 3 k m 弱の位置にあり、全て車で約 10 分以内のところに申請地がある状況です。

農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないことから許可要件のすべて満たしていると考えます。事務局からの説明は以上です。

議 長 　　ただいま説明がありました 2 番につきまして、8 番委員、補足説明をお願いします。

8 番 　　8 番委員です。5 月 21 日に、現地確認にあたって申請者にもお声掛けをしましたが、多忙ということで同行いただけず、地元推進委員と 2 人で 7 か所を確認して参りました。先ほど事務局から説明がありましたように、21 頁の赤枠の 3-2-②、これは地形的には外海し尿処理場から斜め上に上ったところにあります。これが令和 4 年第 2 回総会で審議され、今回の譲り渡し人から相手方に賃貸されておりました。今回息子さんである譲り受け人に所有権移転するということになり、賃貸借契約を一旦解約して、贈与後に新たに譲り受け人と契約締結するということをお聞きしております。

譲り受け人は整備工場に勤めながら、水田のほうも地域の田を借りたりして大規模に作っていますので、後継者としてもかなりの信用があり、問題は無いようですので、よろしく申し上げます。以上です。

議 長 　　ただ今、議案第 24 号の 2 番について説明がありました。
これより質疑に入ります。皆さんから何かご意見等ございませんか。
《なしの声あり》

議 長 　　無いようでしたら、本案について許可することに異議ございませんか。
《異議なしの声あり》

議 長 　　「異議なし」と認めます。
よって、議案第 24 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」の 2 番については、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 　　続きまして、議案第 24 号の 3 番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 　　「3 番」について説明いたします。資料は 24 頁・25 頁となります。物件は西海町天久保郷内の土地で、字野中の畑 3 筆、字高岳の畑 6 筆、字七十田の田 1 筆、字高火頭の畑 1 筆、字塔ノ尾の畑 2 筆、字城山の畑 1 筆、字土手口の畑 1 筆、字オケ次郎の田 1 筆、字馬込の畑 2 筆、

合計 18 筆の 10,429 m² 内訳は田 2 筆で計 1,633 m² 畑 16 筆で計 8,796 m²の申請となります。申請地の地番・面積・現況等の内容、譲り受け人・譲り渡し人に関する事項は議案書記載のとおりです。申請事由は議案書記載のとおりで権利種別は所有権移転「贈与」となっています。譲り受け人及び譲り渡し人は西海町天久保郷にお住まいの親子です。農地法第 3 条第 2 項の不許可事項の該当非該当の区分ですが、第 2 号、第 3 号、第 5 号、第 6 号につきましてはすべて非該当となっています。

関係資料は 1 頁及び 26 頁から 58 頁までで、1 頁に位置図、26 頁・27 頁に付近近況図、28 頁から 44 頁に現況写真、45 頁から 55 頁に字図を添付しています。黄色に塗られているところが申請地です。56 頁から 58 頁は航空写真で、赤枠で囲まれた部分が申請地です。申請地は譲り受け人の自宅から約 1 k m 以内の位置にあり、車で約 3 分以内のところに申請地がある状況です。

農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないことから許可要件のすべてを満たしていると考えます。事務局からの説明は以上です。

議 長 　　ただいま説明がありました 3 番につきまして、9 番委員、補足説明をお願いします。

9 番 　　9 番委員です。5 月 23 日、15 時 30 分から本人と会って、本人と一緒に現場を確認してきました。ほとんどの物件が荒れており、どこからどこまでが境界かがわからないような、そういう状況になっていましたが、8 番と 10 番だけが、耕作されていました。そのうち 10 番は水田で、元 J A 職員である譲り受け人が自家用の米をつくっているとのことでした。実は、譲り渡し人のお父さん、つまり譲り受け人からすると祖父で、もうだいぶ前に亡くなっておられますが、この方から譲り渡し人への所有権移転の手続きが最近になって完了しまして、これを機に、譲り受け人にもう名義を変えておこうということで、今回の申請になったと聞きました。特に問題になることはない、見えました。以上です。

議 長 　　ただ今、議案第 24 号の 3 番について説明がありました。
これより質疑に入ります。皆さんから何かご意見等ございませんか。
《なしの声あり》

8 番 　　8 番委員です。譲り受け人は今農業をしていますか。

9 番 　　議案の 10 番の田、795 m²で自家用米を栽培しています。

8 番 わかりました。

議 長 ほかにありませんか。無いようでしたら、本案について許可することに異議ございませんか。
《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。
よって、議案第 24 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」の 3 番については、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 続きまして、議案第 25 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」の 1 番を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第 25 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、説明します。資料は 60 頁となります。物件の所在は、西彼町八木原郷字南の畑・1 筆 414 m²の申請となっています。譲り受け人・譲り渡し人については、議案書記載のとおりです。使用目的は「木造平屋の住宅建築」、事由は「市内に借家住まいで、両親親族が付近に住んでいるため、許可があり次第所有権移転し、利用したい」となっています。権利内容は「所有権移転 売買」です。添付資料は、59 頁から 68 頁までで、59 頁に位置図、61 頁に付近近況図、62 頁に現況写真、63 頁に字図、64 頁に航空写真を添付しています。65 頁に被害防除計画書、66 頁に土地利用計画図、67 頁に住宅の平面図、68 頁に住宅の立面図、を添付しています。65 頁にもどり、被害防除計画の内容ですが、切土により利用し、擁壁を設け、雨水排水は自然流下、汚水・生活雑排水は下水道に接続し、上段の農地への営農条件に支障を生じさせないよう通路を確保する内容となっています。

申請地は市道に面し畑や宅地に囲まれた農業公共投資の対象となっていない孤立した農地と言えますので、第 2 種農地と判断します。事務局からの説明は以上です。

議 長 それでは補足説明を、15 番委員をお願いします。

15 番 15 番委員です。今月 22 日に、地元推進委員と一緒に現地でいろいろ話を聞いてきました。申請者は同行できませんでしたが、付近に住む申請者の義父から事情を聞くことが出来ました。申請地は、先ほどの議案第 24 号の 1 番と同じ地主で、道路を挟んで反対側にあります。ここも 5 年ぐらい前から、申請者の義父が引き続き、ミカンを栽培しています。今回、申請者夫婦は、実家近くに住みたいために土地を探していましたが、地主さんから、「自分は耕作できないから、荒らすよ

りは」、ということで売ってもらうことになったそうです。近くには親族も住んでおり、申請者にとっては心強い場所じゃないかと思われま
す。以上です。

議 長 　　ただ今、議案第 25 号の 1 番について説明がありました。
これより質疑に入ります。皆さんから何かご意見等ございませんか。
《なしの声あり》

議 長 　　無いようでしたら、本案について許可することに異議ございませ
んか。
《異議なしの声あり》

議 長 　　「異議なし」と認めます。
よって、議案第 25 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」
の 1 番については、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 　　続きまして、議案第 26 号「農用地利用集積計画の決定について」
を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 　　資料の 69 頁をお願いします。議案第 26 号農用地利用集積計画の決
定について、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による決定
を市長より求められたので、その可否について提案する、となってい
ます。

70 頁は農地利用集積計画集計表で、今回は、県公社借り入れに係る
賃借権設定の一括分 16 筆 11,124 m²が計上されています。

71 頁は県公社借入分の一括分明細で、今回 6 件 16 筆 11,124 m²が計
上されています。72 頁に 71 頁 2 番、73 頁に 71 頁 8 番、74 頁に 71 頁
16 番、の一部利用の関係資料を添付しています。

今回申請があった利用集積の各筆の地番・地目・面積・賃貸借等の詳
細につきましては、議案書を参照ください。新規契約分 16 筆分の賃貸
借契約が今回の集積計画となっています。農業経営基盤強化促進法第
18 条第 1 項の要件を満たしていると考えます。事務局からの説明は以
上です。

議 長 　　県公社借入分については、補足説明はありませんので、これより質
疑に入ります。何かご意見等ございませんか。
《なしの声あり》

議 長 　　無いようでしたら、本案について決定することにご異議ございませ
んか。

《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。

よって、議案第 26 号「農用地利用集積計画の決定について」につきましては、原案どおり決定する事といたします。

議 長 続きまして、議案第 27 号「農地中間管理事業における農用地利用配分計画（案）に関する意見について」を議題といたします。事務局、説明をお願いします。

事務局 資料の 75 頁をお願いします。議案第 27 号農地中間管理事業における農用地利用配分計画（案）に関する意見について、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の 3 の規定により、意見を求められたので判断を求める、となっています。資料は 76 頁から 82 頁までです。76 頁は合意解約分の 1 件 3 筆 3,616 m²を解約するもので、今回の理由は、借り受け者が耕作継続困難となったため、解約するもので、解約後は県の農業公社が保有し、後日新規の借り受け希望者が見込めた時点で配分することとしています。77 頁は先ほど 71 頁の 16 筆分の利用集積計画分を、5 者に配分する内容となっています。78 頁から 82 頁に今回の借り受け者の経営状況を添付しています。各筆の地番・地目・面積・賃貸借等の詳細につきましては、議案書を参照ください。

本案は農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の要件を満たしており特に問題はないものと判断します。事務局からの説明は以上です。

議 長 なお本案は、10 番委員及び 16 番委員につきまして、自身が関係する事案が含まれていますので、農業委員会法第 31 条の規定に基づき、議事に参与できませんが、本案の 2 番から 7 番と 16 番につきましては 10 番委員の担当事案でありますので、補足説明をしていただいた後、両委員は審議終了まで退席をお願いします。

議 長 それでは、先に 2 番から 7 番と 16 番の補足説明を 10 番委員にお願いします。

10 番 5 月 21 日に、15 番委員と地元推進委員との 3 名で現地を確認しました。最初の 6 筆については、貸し手が高齢のため、既に農業公社にミカン園の管理を委託されていたそうです。そういった経緯もあり、農業公社から受け手への紹介を経て、受け手の協力もあって契約に至ったという事案です。受け手につきましては、30 代の若手で、まだまだ規模拡大を図りたいという、ミカン栽培に意欲を持った青年であり、

問題ないということで確認しております。

16番の受け手は、実家は農家ですが、就農前はサラリーマンをされていて、2年前に新規就農され、現在はJAながさき西海のカボチャ部会に入っておられます。申請地は、荒れていたため受け手がいませんでしたが、今回の受け手がすでに借り受けていた農地に隣接していたため、借り受けを相談したところ、協力いただいて契約に至りました。ここには、既に更地状態にした隣接地とともにカボチャを植えたということでしたが、将来的にはミカン栽培も検討したいとのことでした。以上のように、やる気を持っている方であり、問題ないと判断してまいりました。

議 長 　　ただ今の補足説明に対し、質問、意見等ございませんか。
《なしの声あり》

議 長 　　無いようですので、10番委員と16番委員におかれましては審議終了まで退席をお願いします。
《10番委員、16番委員 退席》

議 長 　　続きまして、1番の補足説明を15番委員をお願いします。

15番 　　15番委員です。5月21日、地元推進委員と、現地で、借り受け人に経緯を聞いてきました。申請地は、地主が高齢となり、体調もすぐれないため、借り受け人に管理の依頼があり、数年前からミカン栽培を引き継いでいます。今現在は、「せとか」という品種を接ぎ木していました。借り受け人は、前向きで、これからも意欲的にミカン作りをされる人だと思いました。以上です。

議 長 　　続きまして、8番から10番の補足説明を5番委員をお願いします。

5番 　　5番委員です。先日22日に私と1番委員と地元推進委員、それと借り受け人とで現地を確認に行きました。借り受け人に関しては、息子さん2人も一緒に農業に従事し、また太田和の基盤整備にも積極的に参加をしておられ、これからもずっと農業を続けていく見込みで、何ら問題ないと思いますのでよろしくをお願いします。

議 長 　　続きまして、11番から15番の補足説明を14番委員をお願いします。

14番 　　14番委員です。5月22日に現地確認をいたしました。11番から13番の貸し手につきましては、3年ぐらい前まではミカンを耕作してい

ました。14番・15番の貸し手は10年ぐらい前まで、ミカンを作っていましたがお二人とも高齢で、後継者もないということでした。借り手は、これまでも基盤整備などをやってこられ、今回も新たにここを借りて、ミカンを植えたいということです。現在4町2反ほど作っていますが、まだまだ延々と作り続けたいということですので、よろしくをお願いします。

議 長 　　ただ今、議案第27号についてそれぞれ説明がありました。これより質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。

議 長 　　無いようでしたら、本案について決定することにご異議ございませんか。

《異議なしの声あり》

議 長 　　「異議なし」と認めます。よって、議案第27号「農地中間管理事業利用配分計画（案）に関する意見について」につきましては、原案どおり承認することに決定いたします。

議 長 　　10番委員・16番委員、入室してください。
《10番委員、16番委員 着席》

議 長 　　続きまして、議案第28号「非農地通知の対象とするものの決定について」ですが、今回は通常分がありませんので、同意書分を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 　　資料83頁をお願いします。議案第28号非農地通知の対象とするものの決定について、を説明します。今回は同意書分のみで8件・54筆・16,629㎡について、審議を頂きたいと思えます。住所や所有者の詳細につきましては議案書に記載したとおりです。今回の分につきましては、令和2年度の農地パトロール（利用状況調査）において、B分類（再生利用が困難と見込まれる荒廃農地）の判定をしている農地を対象とし、土地所有者の方に送付しています。今回返答された分のうち、4月15日以降5月14日までに受け付けた計8件54筆の非農地通知同意書について、非農地通知の対象地として、議案として計上している状況です。

説明に入ります。資料83頁の物件1番から13番の13筆は西彼町の物件です。申請者の方は、佐世保市陣の内町と諫早市多良見町にお住いの方2名です。83頁の14番から85頁の54番の41筆は西海町の物件です。申請者の方は、西海町天久保郷、黒口郷、太田和郷、山形県

尾花沢市にお住まいの方6名です。関係資料は83頁から97頁までです。86頁に申請地位置図の配置図資料を添付しました。87頁から89頁に航空写真配置図を添付しました。87頁に西彼町、88頁と89頁に西海町の配置図を添付しています。90頁から97頁に対象地の航空写真を添付しています。

申請地は、全体にわたって、利用状況調査、航空写真等で判断するところ、雑木等が茂り山林化・原野化しており、特に支障はないという判断をいたしました。

申請の対象地は農業者年金、贈与税、不動産取得税関係について聞き取りと事務局で確認できる範囲において影響がない見込みです。

当月分として、同意書分8件、54筆、16,629㎡について審議をお願いします。事務局からの説明は以上です。

議長 　ただ今、議案28号の同意書分について説明がありました。同意書分には補足説明はありませんので、これより質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。

《なしの声あり》

議長 　無いようでしたら、本案について決定することに異議ございませんか。

《異議なしの声あり》

議長 　「異議なし」と認めます。
よって、議案第28号の同意書分1番から54番につきましては、非農地通知の対象とすることに決定いたします。

議長 　以上で、議案審議は終わります。今回報告事項はありませんので、その他みなさんから何かございませんか。

議長 　無いようでしたら次回の総会日程を決定したいと思います。

来月の総会は

日時 令和4年6月27日(月) 午前10時00分から

場所 西海公民館 2階講堂

代理 　これもちまして西海市農業委員会令和4年第5回総会を閉会いたします。お疲れ様でした。

令和4年5月25日

農業委員会会長

議事録署名人

議事録署名人